平成15年2月6日規則第2号

改正

平成21年3月26日規則第1号 令和元年9月30日規則第4号 令和6年4月1日規則第3号

越谷·松伏水道企業団貯水槽水道規程

(目的)

第1条 この規程は、越谷・松伏水道企業団給水条例(昭和36年条例第5号。以下「条例」という。)第36条及び第37条の規定に基づき、貯水槽水道(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理について必要な事項を定め、もって貯水槽水道の適正な管理を確保することを目的とする。

(貯水槽水道の給水開始の届出)

第2条 貯水槽水道を設置しようとする者(以下「貯水槽水道設置者」という。)は、 貯水槽水道設置工事竣工後に、貯水槽管理台帳届出書を越谷・松伏水道企業団企業 長(以下「企業長」という。)に届出なければならない。

(貯水槽水道を設置した施設に備える書類及び図面)

- 第3条 貯水槽設置者は、次の各号に掲げる書類及び図面を当該貯水槽水道を設置した施設に備えておかなければならない。
  - (1) 管理状況検査に関する書類
  - (2) 貯水槽水道の設備の配置図及び給排水系統図
  - (3) 貯水槽水道の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
  - (4) 水槽の清掃の記録及びその維持管理に関し必要な事項を記載した書類 (情報提供)
- 第4条 企業長は、貯水槽水道設置者又は貯水槽水道を利用する者(以下「利用者」という。)から貯水槽水道に関する情報提供の求めがあった場合、当該貯水槽設置者又は利用者に対して情報を提供することができる。

(貯水槽水道設置者への指導、助言、勧告)

- 第5条 条例第36条第1項に規定する、企業長が必要と認める指導、助言及び勧告は 次に定めるところにより、行うことができるものとする。
  - (1) 指導は、貯水槽水道設置者が貯水槽水道の管理に理解を示さない場合、日常的な管理の必要性について理解が得られるよう説明をもって行う。
  - (2) 助言は、貯水槽水道設置者が行う貯水槽水道の管理又は水質検査の受検が不 十分と認めるときは、管理の充実について理解が得られるよう問題事項の説明を もって行う。
  - (3) 勧告は、貯水槽水道設置者に対し、再三の指導及び助言をしたにもかかわら ず改善が見られないときは、衛生行政からの行政権限に基づく指示、命令等がさ れる旨、伝えることをもって行う。

(衛生行政との連携)

第6条 企業長は、貯水槽水道設置者が管理する施設において、前条に規定する指導 及び助言をしてもなお不適切な施設と認められるときは、継続的に適正な管理が行 われるよう衛生行政に情報を提供するなど十分な連携を図ることができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理)

- 第7条 条例第37条第2項の規定による管理は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令 第45号)第55条で規定する管理基準を準用し、次のとおり行うものとする。
  - (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
  - (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
  - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な物について検査を行うこと。
  - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 前項の管理に関し、毎年1回以上定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けること。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年3月26日規則第1号) この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (令和元年9月30日規則第4号) この規則は、令和元年10月1日から施行する。 附 則 (令和6年4月1日規則第3号) この規則は、令和6年4月1日から施行する。